

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月12日 14時00分ごろ
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港第4区 新居浜港西防波堤灯台から真方位248° 1,500m付近 (概位 北緯33° 58.5′ 東経133° 14.8′)
事故の概要	作業船第3神好丸は、起重機船の移動作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第3神好丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132436、寄神建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷船底部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船首を東方に向けて錨泊中の起重機船の移動作業の目的で、同船の右舷船首から船首方に向け、反時計回りに後進しながら移動していたところ、浅所に乗り揚げたが、まもなく自然離礁した。 船長は、本事故発生後、直ちに海上保安庁に通報した。 本船の喫水は、船首約3.7m、船尾約4.3mであった。 船長は、事前に詳細な水深を記載した資料を入手しておらず、浅所の拡張状況を把握していなかった。
分析	本船は、起重機船の移動作業中、船長が、浅所の拡張状況を把握していない中、浅所に向かって反時計回りに後進したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、起重機船の移動作業中、船長が、浅所の拡張状況を把握していない中、浅所に向かって反時計回りに後進したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、事前に詳細な水深を記載した資料を入手し浅所の状況を確認した上で操船すること。